

ス 第 107 号
令和2年4月29日

各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の延長等について（通知）

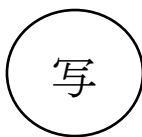
このことについて、4月23日付けス第95号「新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置に伴う対応について」で通知したとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部長（宮城県知事）からの学校施設の使用停止（休業）の要請等に基づき、県立学校については5月6日（水）まで臨時休業としているところです。

今後の学校再開等については、国の緊急事態宣言の動向や知事からの要請内容に加え、県内や首都圏等における感染状況等を踏まえ判断する必要がありますが、学校や保護者等に対し直前の決定・通知とならないよう、現在実施している臨時休業について、当面、5月10日（日）まで延長します。

5月11日（月）以降については、国の緊急事態宣言の方針等が示され次第、速やかに学校の対応について決定の上、各校に通知しますので、あらかじめ承知願います。

なお、臨時休業中においては、4月13日付けス第63号「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県立学校における臨時休業について」に基づき、引き続き適切に対応願います。

担当：スポーツ健康課学校保健給食班 大宮司，大友
TEL 022-211-3666
FAX 022-211-3796



ス 第 95 号
令和2年4月23日

各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置に伴う対応
について (通知)

このことについて、4月22日付けで宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部長（宮城県知事）より、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第24条第9項に基づき、4月25日（土）から5月6日（水）までの間、学校施設の使用停止（休業）の要請がありました。

県立学校については、別紙写しのとおり、4月13日付け第63号「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県立学校における臨時休業について」において、5月6日（水）まで臨時休業を延長すること等を通知しておりますが、各校においては、引き続き当該通知に基づき適切に対応願います。

なお、5月7日（木）以降における対応については、今後の状況を踏まえ、改めて通知します。

また、特措法第24条第9項に基づく休業要請については、県ウェブページ「新型コロナウイルス感染症対策サイト」を参照願います。

URL : <https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/>

担当：スポーツ健康課学校保健給食班 大宮司，大友
TEL 022-211-3666
FAX 022-211-3796



各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県立学校における臨時休業
について (通知)

4月9日の「宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、本県の医療体制は、「感染初期」から「移行期」へフェーズが移り、「感染拡大警戒地域」への移行を警戒すべき重要な局面に入ったため、県民一丸となって感染拡大防止に取り組む必要性が示されました。

また、本県は、緊急事態宣言が出された都府県と高速交通網で直結し、当該地域との往来等による感染者も確認されていることに加え、感染源、感染経路が不明な患者数も増加し、感染者が確認されていない市町村においても注意が必要な状況となっております。

以上のことから、専門家の助言を踏まえ、現在実施している臨時休業等については、下記のとおりに対応とします。

臨時休業期間中の指導については、令和2年4月10日付け文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」を参考に、新入生も含め、休業期間中の児童・生徒の適切な健康管理や効果的な家庭学習に資するよう、児童・生徒の「学校とのつながり」や「毎日の生活リズムの維持」、「学習活動の継続」への対応についても十分配慮願います。

記

1 臨時休業について

臨時休業を延長することとする。

延長期間は、知事等により当分の間、不要不急の外出自粛の要請がなされていることや、緊急事態宣言の対象都府県における外出自粛要請、学校休業などの緊急事態措置の効果を見極める期間を踏まえ、5月6日(水)までとする。

なお、生徒が効果的に家庭学習に取り組むための必要な指導や、生徒の健康観察等を行うため、十分な感染症対策を取った上で、週1回程度の登校日を設けることができることとする。

〈対応例〉

- ・学年を分けて登校させる。
- ・学校への滞在時間は2～3時間程度に限定する。
- ・公共交通機関を使用する高校生は、時差登校をさせる。

2 その他

- ・部活動は行わないこととする。
- ・特別支援学校においては、児童生徒の居場所確保のため、希望する児童・生徒は登校可とする。スクールバス、昼食は通常どおり運行・実施する。

担当：スポーツ健康課学校保健給食班
大宮司，大友
TEL 022-211-3666
FAX 022-211-3796

ス 第 1 0 7 号
令和 2 年 4 月 2 9 日

各市町村教育委員会教育長 殿

宮城県教育委員会
教育長 伊東 昭代



新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の延長等について（通知）

本県の教育行政の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第 2 4 条第 9 項に基づく学校施設の使用停止（休業）について、御協力をいただき感謝申し上げます。

ほとんどの市町村においては、臨時休業の期限を特措法に基づく緊急事態措置の期限である 5 月 6 日（水）とされているところですが、学校再開等の判断にあたっては、国の緊急事態宣言の動向や知事からの要請内容に加え、県内や首都圏等における感染状況等を踏まえ判断する必要があるものと考えております。

県立学校においては、このことを踏まえ、学校や保護者等に対し直前の決定・通知とならないよう、現在実施している臨時休業について、当面、5 月 1 0 日（日）まで延長することとしましたので、貴市町村におかれましても、管理下の学校・園での同様の対応について御協力をお願いします。

なお、5 月 1 1 日（月）以降の県立学校の対応については、国の緊急事態宣言の方針等が示され次第、速やかに決定の上、お知らせします。

担当：	スポーツ健康課学校保健給食班 大宮司，大友
TEL	0 2 2 - 2 1 1 - 3 6 6 6
FAX	0 2 2 - 2 1 1 - 3 7 9 6
	義務教育課指導班 千葉，滝野澤
TEL	0 2 2 - 2 1 1 - 3 6 4 6
FAX	0 2 2 - 2 1 1 - 3 6 9 1